



三条市の空き家解消に大きな成果
2年前から空き家相談は20倍以上、流通は約6倍に

三条市は、令和4年度から特命空き家仕事人等を採用するなどし、空き家の流通、除去等を促進する取組を強化してきました。

その結果、令和5年度は取組を開始した令和3年度と比較し、空き家に関する相談は20倍以上、空き家の流通件数は約6倍、空き家・空き地バンクの成約数は約3倍となりました。

【本件のポイント】

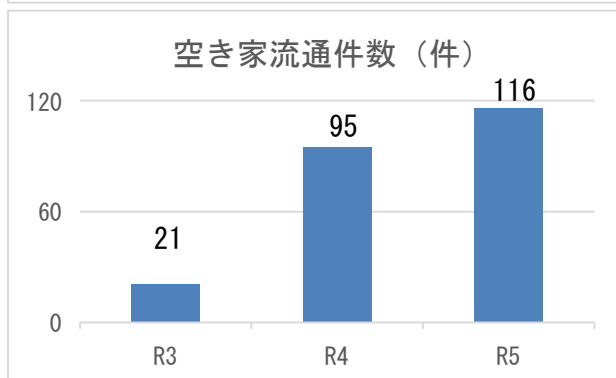
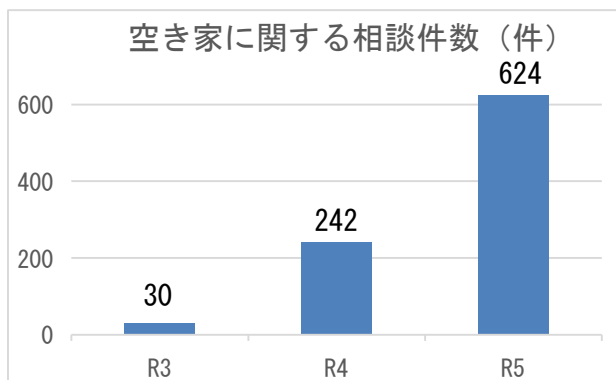
- 空き家の取組強化で、令和5年度は令和3年度と比較し、空き家に関する相談は20倍以上、空き家の流通件数は約6倍、空き家・空き地バンクの成約数は約3倍に

【本件の概要】

1 三条市の空き家の流通等の成果

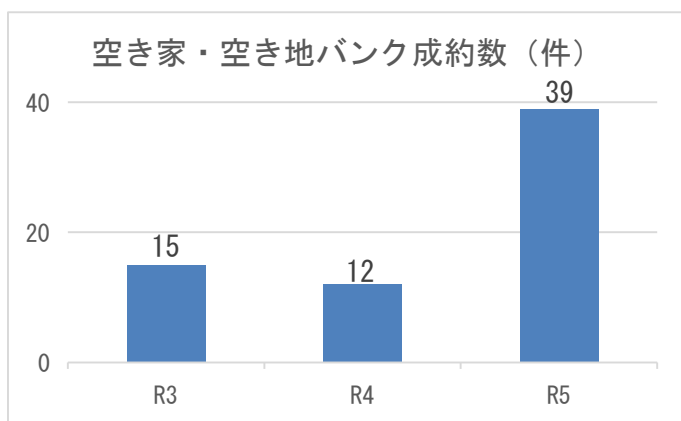
令和4年度から特定空き家仕事人と空き家相談員を採用するなどし、空き家相談がしやすい窓口の整備、空き家の流通、除去等を促進する取組を強化してきました。

その結果、令和5年度には、取組を開始した令和3年度と比較して、空き家に関する相談は20倍以上、空き家の流通件数は約6倍、空き家・空き地バンクの成約数は約3倍となりました。



R5年度流通件数内訳

流通内容	件
空き家バンク登録	101
除却	10
商店街新規出店	3
移住促進住宅への活用	2
合計	116



2 空き家活用促進等に向けた主な取組

(1) 空き家自治会ローラー作戦実施計画

令和5年度、各自治会の協力の下、職員等が現地のローラー調査を実施して空き家の情報を収集し、市内全域の空き家状況の把握を行いました。その結果、市内約9割の自治会における調査で、約1,500件の空き家を確認しました。

令和6年度は、未実施地区での調査を継続するとともに、地域が主体となって空き家情報の管理に取り組むモデル自治会を募集し、モデル事業となる取組を進めます。

(2) 補助制度の実施

ア 移住・定住支援補助金

空き家・空き地バンクに登録されている空き家物件に転居する際の住宅改修及び不要物撤去に係る経費の一部を補助しています。

補助対象経費の2分の1（市内転居は上限50万円、市外からの転入は上限150万円）

イ 中心市街地空き家改修事業等補助金

中心市街地にある空き家などを改修・賃貸し、新規に出店する個人・法人に対し、対象となる経費の一部を補助しています。

例） 工事請負費の3分の2（上限130万円）

ウ 特定空家等及び管理不全空家等解体補助金

特定空家等又は管理不全空家等と認定された空き家の解体工事に係る費用の一部を補助しています。

特定空家等：補助対象経費の5分の4（上限50万円）

管理不全空家等：補助対象経費の額（上限20万円）

エ 固定資産税等の減免

特定空家等を解体した場合、解体後の土地について翌年度から2年間、固定資産税及び都市計画税の一部を減免しています。